

函館地域1市4町防災主管者連絡会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、函館地域1市4町防災主管者連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 連絡会は、地域を構成する自治体が大規模災害の発生に備え、それぞれの役割・連絡体制の確認や、必要な施策の検討など広域的な連携強化を図り、もって地域の災害対策の充実に資することを目的とする。

(構成)

第3条 連絡会は、上磯町、大野町、七飯町、戸井町および函館市の防災主管課長をもって組織する。

(任務)

第4条 連絡会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 地域防災に関する情報交換
- (2) 各防災関係機関等との連携に関する事項
- (3) 災害時における情報の収集伝達等に関する事項
- (4) その他、災害対策に必要な事項

(会議)

第5条 連絡会は、必要に応じて随時開催するものとし、事務局を担当する市町の防災主管課長が招集する。

- 2 連絡会に座長をおき、出席者の互選により選出する。
- 3 連絡会の構成員に事故あるときは、代理の者を出席させることができる。
- 4 連絡会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、函館市総務部総務課におく。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営上必要な事項は会議で協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、平成8年2月23日から施行する。